

# 1/30 未来投資会議 構造改革徹底推進会合

## 「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」会合

### （PPP／PFI）（第3回）

---

#### （開催要領）

1. 開催日時：2017年1月30日（月） 14:30～15:30
2. 場 所：合同庁舎第4号館11階第1特別会議室
3. 出席者：  
越智 隆雄 内閣府副大臣  
武村 展英 内閣府大臣政務官

竹中 平蔵 東洋大学教授・慶応大学名誉教授

#### （議事次第）

1. 開会
2. PPP／PFIの活用促進について
3. 閉会

#### （配布資料）

- 資料1：内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
- 資料2：内閣府（地方創生推進事務局）提出資料
- 資料3：文部科学省提出資料
- 資料4：厚生労働省提出資料
- 資料5：経済産業省提出資料
- 資料6：国土交通省提出資料
- 参考資料：内閣府（民間資金等活用事業推進室）取りまとめ資料

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、ただいまから「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命(Society5.0)・イノベーション』会合(PPP/PFI)」の第3回会合を開会いたします。

本日は御多忙なか御参集いただきまして、まことにありがとうございます。本日は越智副大臣、竹村大臣政務官に御出席をいただいております。

まずは、越智副大臣から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

(越智副大臣)

皆さん、お疲れさまでございます。

御多忙中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、PPP/PFI分野についての議論の3回目になります。PPP/PFIについては、昨年の未来投資会議における総理の指示も踏まえまして、日本再興戦略2016に記載されました内容をブラッシュアップして、着実に進めていくということが重要であります。

本日は、昨年末の税、予算等の調整結果も含めまして、各府省から進捗状況を御報告いただくことになっています。課題解決に向けて、各府省が一丸となった具体の取り組みが進むよう、各府省の最大限の御協力をいただきたいと考えているところでございます。

本日も皆様の積極的な御議論をお願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございます。

時間も限られておりますので、失礼ながら出席者の御紹介は、お手元に配らせていただいております座席表でかえさせていただきます。

席上には座席表、議事次第、資料1から資料6まで、また、参考資料として、A3の紙で「コンセッション事業等の重点分野の進捗状況」をつけておりますので、御確認いただければと思います。

それではここからは、竹中会長に一言いただいた上で、議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(竹中会長)

ありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、再興戦略2016で決まりました取り組みのフォローアップを中心に議論を進めたいと思います。

前回会合の後も、タスクフォース等の場を活用して、皆さん大変御尽力してくださっていると聞いておりますので、まず、項目ごとに関係府省からの検討状況の御説明をお願い申し上げたいと思います。

まず、PFI推進室、よろしくお願いいたします。

(木下内閣府PFI推進室長)

PFI推進室です。

本日の御報告は3点あります。

まず、再興戦略の進捗状況、それから公共施設等運営権と指定管理者制度の二重適用、それから先進事例の横展開への取り組みという点について御説明差し上げます。

まず、2ページに移りまして、1点目の再興戦略の進捗状況ですが、これは昨年の秋ごろにも一度御説明しておりますので、そこと変わっているところだけを御説明差し上げたいと思います。

3つ目のポツで、公共施設等運営権方式を導入する地方公共団体が、繰上償還する際に、補償金の免除・軽減やその代替措置について本年中に結論を得るということになっておりましたが、これはコンセッション方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、集中的・特例的に支援するため、PFI法について、平成30年度から適用されるよう必要な法制上の措置を講ずるということで結論を得ております。

次のポツですけれども、民間企業からの意見聴取ですが、これは昨年9月までに再生事務局でアンケートをしていただきましたが、現在は、福田内閣府大臣補佐官、再生事務局、PFI推進室において詳細な内容についてヒアリングを進めているところです。

3ページですが、ポツの2つ目に、先行案件の横展開を図る上で、地域プラットフォームの取り組みを推進するとありますけれども、これは後で同じものが出てきますので、そのときに御説明を差し上げますので割愛します。

4ページに移りまして、本日2点目の公共施設等運営権と指定管理者制度の二重適用の問題です。一番下に四角で囲んでありますけれども、再興戦略2016では文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、本年度中を目途に結論を得る。クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、指定管理者との二重適用で不要となる手法につきましても検討するとされております。

本日までに整理できた二重適用が不要となる方式から御説明いたしますけれども、上の四角の1. にありますが、まず、対象施設を普通財産化すれば、指定管理者制度を併用せずに、特定の第三者に対してもコンセッションだけで施設を使用させることが可能です。

2. に移って、普通財産化せずに行政財産のままであっても、その施設の目的外の使用であれば指定管理者制度を併用する必要がありませんので、これもコンセッション事業者だけで貸し付けることが可能です。

したがって、残された部分は行政財産のまま、かつ、貸す目的が施設の目的の範囲内の使用である場合です。ここにつきましては、鋭意取り組んでいるところですが、まだ総務省を始め、関係省庁の皆様と調整の途中であります。ただし、この件は昨年末の未来投資会議でも御議論があった点ですので、早急に結論を得るように努めているところです。

5ページ以降が先行事例の横展開について、どんなことをやっているのかという御説明

です。

PPP/PFIの地域プラットフォームの取り組みを推進しておりますけれども、5ページには、去年の各地でのプラットフォームの様子を載せております。右上にあります、構成メンバーとしましては、地方公共団体、企業、地元の金融機関、PFI推進機構が集まりまして、ノウハウの取得を通じて具体的な案件形成を目指した取り組みを推進すべく、内閣府の予算でコンサルタント等の人材を複数回派遣して支援しているところです。

6ページに移ります。

ピンクの四角の2番目のところにありますけれども、公共施設の管理者が公共施設の整備や運営等の事業を行う際には、従来型的手法に優先してPPP/PFIの検討を考える仕組みを導入しています。

その目標が下に書いてございますけれども、国を始め各省庁、それから人口20万人以上の地方公共団体、全部で181団体あるそうですけれども、本年度末までに全ての団体が優先的検討規程をつくることを目標にして仕事を進めているところです。

7ページは同じような内容なので割愛します。

8ページです。

その他の横展開の取り組みですけれども、今のようなプラットフォームではなくても、単一の地方公共団体に対しまして、新規案件の新規案件等に関する支援や助言、講演、質疑応答のための専門家を派遣しております。

それから「②ワンストップ窓口」とありますが、内閣府でいろいろな問い合わせを受けまして、たらい回しにすることなく、我が省で答えぶりをつくってワンストップで返すということもしております。

③のガイドラインですが、小さな字で幾つか書いてございますけれども、こういうものを多くつくっております、それぞれ周知、徹底を図っています。

最後の9ページですけれども、PFI推進機構というものがPFI法に基づいてできており、そこが行っている横展開への取り組みです。3行目にありますけれども、「地方公共団体等に対し地域のPFI事業の案件形成のためのコンサルティングを行う」、それから専門的なセミナーの開催を通じた人材育成等を行っております。※1と※2とありますが、25年10月にできた団体ですので、設立以来3年ほど経っているところですが、※1につきましては612件を実施しておりますし、※2は主に地方銀行でまだノウハウが足りていない方々に対して、説明会やノウハウの共有を210名に対してやっているというところです。

最後に、青い四角で囲ってございますのは、PFI推進機構の事例でありますけれども、群馬県で今まで全然PFI事業がなかったところに入って行って、事業についての調査、リスクの検討、町に対する働きかけなどいろいろ支援を行った結果、案件が形成されるところまでつながっております、こういうことを通じて、PFI推進機構は横展開しているところです。

(竹中会長)

ありがとうございます。

それでは、内閣府の地方創生事務局、お願いいたします。

(藤原内閣府地方創生推進事務局審議官)

国家戦略特区の担当でございます。

資料2に基づきまして、御説明申し上げます。

今のPFI室からの説明の補足のような形になりますが、3点お話があって2点目、具体的にはコンセッション事業者に対する施設利用権限の付与について。いかにして実質的に与えられるかという話だと思います。

これは昨年11月、私どもの特区諮問会議で、高島福岡市長が港湾ターミナル施設の扱いについて、具体的な提案を喫緊のニーズとしてお話された案件でございます。

昨年末のこちらの会合でも状況を御説明させていただきましたが、最新の状況は1ページ目でございます。

先々週の1月20日金曜日に、特区諮問会議が行われました。その中で、大臣から提出させていただいたペーパーでございます。今国会に、私どもは特区の改正法案をまた出させていただくことになるわけでございますが、項目が固まってきているのが上の段でございます。下の段の議論が続いているものの中に、コンセッション事業者に対する施設利用許可権限の付与という項目を挙げさせていただいております。

次のページでございますが、PFI室と総務省で、PFIガイドラインで何らかの解釈が可能なのか、もしくは、法改正が必要なのか。喫緊のニーズが自治体から出てきていることもあって、もしこれをガイドライン以外で早急に解決するというのであれば、まさにこの特区法の項目に載せて、PFI法の特例等で手当てすることも一案ではないかと福岡市長からも提案があるわけでございます。

いよいよ時間が限られてまいりましたので、私どもはどちらの解決策があってもよいと思いますが、仮に、法改正のオプションということであれば、時間がほとんどない状況でございます。早急に政府としての結論を得ていただく。特区のワーキンググループも8回やっておりまして、先週の金曜日にもまたやらせていただきましたが、両部局に対応を急がせてまいりたいと思っております。

(竹中会長)

どうもありがとうございます。

文部科学省、お願いします。

(山崎文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官)

文部科学省でございます。

資料3をごらんください。

1ページ目でございますけれども、日本再興戦略2016には、文教施設につきまして、平

成30年度までに3件のコンセッション事業の具体化をすることが目標とされております。これにつきましては、＜目標達成に向けたイメージ＞のところでございますが、文部科学省で従来から御説明申し上げていますが、有識者検討会を設置して、8月末に中間まとめを取りまとめたところでございます。

また、現在は年度内に最終報告書を取りまとめようということで、大阪新美術館（仮称）であるとか、奈良の少年刑務所といった先導的な検討事例へのヒアリングを行っており、最終報告に盛り込みたいと思っております。

また、地方公共団体がコンセッションを検討する際の支援の仕組みとしまして、先導的開発事業という支援の予算事業を平成29年度の政府予算案に計上しています。

また、あわせて3年で3件という目標を着実に達成すべく、地域プラットフォーム等を活用しまして引き続き地方公共団体に働きかけを進めていきたいと思っております。

具体的には、次の2ページ目は先ほど御説明した先導的開発事業のスキームですので省略させていただきまして、3ページ目でございます。

先ほど申し上げました具体的な事例としまして、まず、右の奈良少年刑務所でございます。昨年12月の本会合におきまして説明があったものでございますけれども、新たな進捗としまして、ことしの1月16日に募集要項等の公表が行われており、引き続き法務省、文化庁と文科省が協力して作業を進めていくことにしております。

左の大阪新美術館（仮称）につきましては、現在、内閣府の支援事業を活用しまして、コンセッション方式導入の有効性を検証しており、来年度にはValue For Moneyの算定調査を行う予定で、こちらも着実に検討が進められていると思っております。

また、指定管理者との二重適用の話でございますけれども、先ほど御説明がありましたPFI室、総務省と相談しながら、文科省としても最終報告書に盛り込んでいけるよう、引き続き協議を進めていきたいと思っております。

あと、前回の会合で宿題になっていました「海外における歴史的建造物の活用事例」は、文化庁のほうから説明させていただきます。

（中岡文部科学省文化庁次長）

文化庁でございます。

同じ資料の4ページでございます。

先進国の中でも、歴史的建造物の保存と活用に積極的に取り組んでおりますドイツの事例につきまして調べてまいりましたので、御説明申し上げます。

5ページ目をごらんいただきます。

初めにドイツの文化財行政についての枠組みでございますけれども、ドイツでは州を最上位機関として文化財行政に当たっております。文化財の活用に関しましては、各州ごとに定められました文化財保護法におきまして利活用しなければならないという規定を設けてございます。

ドイツの文化財の件数は、日本に比べて圧倒的に多い100万棟に及ぶ状況でございます。我が国は重文、登録文化財を合わせましても約1万3,000程度ということでございます。

6 ページ目でございます。

具体の活用事例でございますけれども、この事例は、廃墟になっておりましたゾンネシュタイン城を郡の役所に転用するとともに、観光資源として再生された事例になるわけでございます。

7 ページ目でございます。

PPP事業の概要についての御説明でございます。この事業の発注者は郡でございます、PPP事業者は大手建設会社と聞いております。契約期間は27年間でございます。業務分担といたしましては、郡が土地建物を所有し、PPP事業者は建物改修とその後の維持管理を行っております。契約金額は建物の改築費が約46億円、維持管理費が年間約1億円となっております。

具体的な写真をつけております。8 ページ目が現在の城の外観でございますけれども、改修前と改修後、相当変わっているというものです。

9 ページ目をごらんいただきますと、内部の写真でございますけれども、古い内装を生かしながら整備された議会場など、さまざまな工夫をされている状況でございます。

10ページ目は、PPP事業とは必ずしも言えないのですけれども、民間活力を利用したということでございます。

世界遺産に登録されております炭鉱施設のツォルフェアアイン炭鉱業遺跡群でございます。この炭鉱遺跡施設は、採掘停止後に修理を行いまして、修理後は財団法人がテナント募集やガイドツアーなどを通じて、積極的な活動を図っているという事例でございます。現在、この炭鉱施設には年間50万から70万の人が訪れていまして、ドイツでも有数の観光地となっております。

次のページは、施設を転用して設置されました博物館やレストランなどの写真でございます。

以上、簡単ではございますけれども、2 件の事例について御報告申し上げます。ありがとうございました。

(竹中会長)

ありがとうございます。

それでは、厚生労働省、お願いします。

(橋本厚生労働省大臣官房審議官)

それでは、資料4をお開きいただきたいと思います。

めくっていただきまして2 ページ目でございますが、予算の関係の説明がございます。

先行案件を形成するための補助金や交付金などによる支援でございます。こちらにございますように、官民連携の導入に向けました調査、計画作成等の事業、それからコンサル

タントによる助言等を実施する事業、これらにつきまして、28年度、29年度引き続き予算措置をしてございます。

それから、下の○にございますように、第2次補正予算におきまして、コンセッション事業の推進に資する施設耐震化費用ということで20億円を計上いたしました。

また、内閣府さんで計上されておりますデューデリジェンスですとか、あるいは官民の役割分担の検討等による費用を支援するというところでございます。さらに、2次補正予算の執行状況を勘案しまして、対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして3ページでございます。

こちらは制度面の対応でございまして、上の再興戦略の中で言われておりますように、地方公共団体でPPP/PFIを活用しながら、さらに水道事業に関与できる根拠を残してほしいという声もいただいておりますし、また、料金原価につきまして、民間企業がかかわることを前提とした算定方法に見直しをしてほしいという課題がございました。

私どもでは、厚生科学審議会の中に専門委員会を設けまして、これらについて検討してまいりまして、11月22日にその報告書をまとめたところでございます。

以下、(1)、(2)、(3)ということで書いてございますように、水道事業等におきまして、コンセッション方式が現実的な選択肢となり得るように、さまざまな観点からの法制的に必要な対応を行うということでとりまとめをしております。また、民間企業がかかわることを前提とした料金原価につきましては、(3)にございますように、総括原価の中に法人税や配当金などを含めることができるように明確にすべきであるとまとめていただいております。

これを踏まえまして、一番下の○でございます。この通常国会へ、水道法改正案の提出など、必要な法令等の整備を進めていくということで、現在、内閣法制局と詰めをしているところでございまして、今後、与党手続などを経て、法案を提出したいと考えてございます。

続きまして4ページでございます。

その他の3点でございますけれども、まず、地方公共団体等への周知でございますが、昨年の暮れ、12月27日に手引きをもとにしました考え方や留意点等を加えて整理した内容を自治体のほうに周知させていただいたところでございます。また、準備金等の課題がございました。コンセッション事業という形でやった場合に、事業期間後期に向けて費用が逡増するという課題があったわけでございますけれども、これにつきましては国税庁と協議を重ねまして、運用により対応ができるということを確認させていただきました。これを受け、1月12日に地方公共団体等に周知させていただいたところでございまして、後ろにその事務連絡をつけさせていただいております。

それから、一番下でございましてけれども、コンセッション方式を進めていくためには、事業の広域化ということとあわせて進めていくことが大変重要でございます。この広域化



の促進につきましても、先ほど申し上げました必要な法令等の整備を進めていくということで、この通常国会に提出させていただきます水道法の改正案の中に、広域化の推進にかかわる内容を盛り込みまして、提出させていただく予定でございます。

水道の関係は以上でございます。

(竹中会長)

それでは、経済産業省、よろしいでしょうか。

(鍛冶経済産業省地域経済産業審議官)

資料5で御説明いたします。

経済産業省は工業用水道を所管しております。このコンセッションの問題であります、1ページの1ポツに書かせていただきましたとおり、既に御報告しておりますけれども、日本再興戦略2016を受けまして、今年中に手続の明確化をするということで、審議会の議を経まして、工業用水道におけるコンセッションを導入する場合の手続について、今、パブリックコメントをかけております。これを踏まえまして、省令などの必要な手続を今年度中に改正をしまいたいと考えております。

2ポツであります、制度を変えるとともに、具体的な案件発掘が重要であろうということで、今年度から平成30年度にかけて、5つの事業の導入可能性調査を実施してまいりたいと考えております。この方針は、未来投資会議の12月の会合でも世耕大臣から既に表明させていただいておりますが、そのための準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(竹中会長)

それでは最後になりましたけれども、国土交通省、まずは航空局からお願いしてよろしいでしょうか。

(松本国土交通省航空局審議官)

国土交通省航空局でございます。

お手元の資料6の、ページで申し上げますと11、12ページでございますけれども、空港コンセッションの進捗状況について御説明申し上げます。

まず、11ページでございますけれども、空港運営の民間委託に関する準備状況として、国の管理する空港につきましては、高松空港でございますが、昨年9月に募集要項等を公表し、12月には一次審査の提案をいただき、これは6者からいただきました。今月そのうち3者を選定したところでございます。引き続き選定プロセスを継続してまいります。

また、欄外でございますけれども、広島空港については昨年10月に湯崎知事が、また、熊本空港については12月に蒲島知事がそれぞれ運営委託推進の基本方針を表明されております。着実に全国の空港へコンセッション方式の導入が進んでいるという状況でございます。

12ページでございます。

日本再興戦略における提言事項についての進捗状況を御説明申し上げます。まず1点目、保安区域内への旅客以外の方の入場に関するところでございますけれども、これにつきましては昨年12月に開催された未来投資会議におきまして、総理から安全性が確保できれば、セキュリティーゾーンまで見送り客が入り、買い物もできるようにいたしますという御発言がございました。このことも踏まえまして、この提案の実現に向けまして、関係者の意見を伺いながら、所要の進捗を進めてまいります。

また、3点目のところの到着時免税店制度でございますけれども、これについては、昨年度の産業競争力会議実行実現点検会合において、仙台国際空港株式会社から御提案をいただいたところですが、これを受け、実務的な研究・検討を行い、携帯品免税制度の見直しについて、29年度の税制改正要望において要望いたしました結果、昨年12月の与党税制改正大綱等に盛り込まれております。これについても、制度の開始に向けて必要な調整等を進めてまいります。

また、北海道における複数空港のコンセッション方式の活用でございます。これにつきましては、現在、国土交通省として北海道全体の観光の発展、あるいは各地域の活性化を目的といたしまして、北海道内の空港の一体的な運営の民間委託に向けまして、北海道庁や空港所在の自治体と検討を進めているところです。今後、平成32年からの運営委託の開始を目指しまして、対象とする7空港の各地の地元でシンポジウムの開催を行ってまいります。このうち第1回の旭川につきましては、この1月25、26日で行ったところでございますけれども、シンポジウムの開催を通じまして、地域関係者や応募者の理解の醸成を図るなど、確実に検討・進捗を進めてまいりたいと思っております。

航空局からは以上でございます。

(竹中会長)

ありがとうございます。

済みません、私、航空局からと申し上げたのですけれども、資料は住宅局から並んでいるようです。順番はお任せしますので、どうぞ、お進めください。

(石田国土交通省住宅局審議官)

戻りまして、住宅局の関係を御説明させていただきます。

まず、1、2ページで、公営住宅関係の目標の設定でございますが、コンセッションや公的不動産の有効活用等の3類型に該当するものを6件が目標設定となっております。

昨年10月末の会合におきまして、それに向けた具体の動きのあるものとして4件御紹介させていただきました。今回2件増えまして6件の動きが出ておりますので、昨年との変更点を中心に説明をさせていただきます。

まず、3ページでございます。

前回は申し上げました神戸の案件でございますが、昨年10月末では募集中でございませ

たが、事業者が決定いたしましたして、昨年末に契約締結となったところでございます。

4ページの東京の案件は、昨年と同様、今、最終的な事業者決定に向けた動きをしているところでございます。

また5、6ページ、これにつきましては、昨年の段階では近く公募を開始する予定という説明をしておりました岡山の案件と、大阪府吹田の案件でございます。それぞれ昨年11、12月に事業者の募集が開始されたところでございます。

次の7、8ページが今回追加になった2件でございます。

まず、7ページでございますが、埼玉県の大宮植竹団地でございます。子育て、高齢者支援施設や交流施設、任意提案施設を含めた募集の要項が、昨年11月に公表されまして、年度内の事業者予定の決定に向けて、公募が開始されました。

また、8ページでございます。

もう一つの案件ですが、池田市の石橋住宅、これは公園と公営住宅とあわせて民間施設の整備を提案いただくという募集要項が昨年11月に公表され、年度内の事業予定者の決定に向けた公募が開始されているところでございます。

また、案件形成の取り組みの関係は9、10ページでございます。

まず、9ページを見ていただきますと、案件形成に向けた取り組みにつきましては、当省が行っております検討支援だけではなく、青字の内閣府で実施されている導入可能性調査でも幾つかの公営住宅関係の応募が出ているようでございます。これらの案件について、引き続き検討の支援やフォローアップをさせていただきたいと思っております。

その下の交付金と補助の関係でございますが、これまで交付金についてはPPP/PFIへの重点配分を行う。また、団地再生に関する事業については、PPP/PFIの検討を行うことを採択の要件としております。来年度からは、団地再生の事業について、3大都市圏については、検討するだけではなく、PPP/PFIの手法を導入することを要件化する予定としております。こうした取り組みを通じまして、公営住宅関係、現段階の案件の実現とさらなる案件の積み増しを図りたいと思っております。

以上でございます。

(七尾国土交通省港湾局審議官)

次に港湾局から御説明申し上げます。

13ページは、クルーズ船向けのターミナル施設についてのユーザーニーズ関連でございます。ユーザーニーズを踏まえました仕組みについては、現在、福岡市においてデベロッパー等の意向を確認していると承知しております。ユーザー等からは、このページの下段に記載がございますように、多様な企業が参加しやすい事業スキームが望まれておりました。事業機関、交通環境の改善などの意見が出されているところです。

今後、福岡市において、ユーザーニーズ等を踏まえて、平成29年度から30年度にかけて事業者の公募契約の進め方を進めていく予定であると承知しております。

14ページは、二重適用についてのごさいます、指定管理者との二重適用不要となる手法ですけれども、PFI推進室からの説明や資料にごさいましたように、コンセッション事業者が特定の第三者に利用させる方式について検討いただいているところのごさいます。

次に、15ページの臨港地区での商業活動を円滑に進める手法等についてのごさいます、これら手法やMICE施設の周辺環境整備につきましては、10月31日の構造改革徹底推進会合で報告している内容で対応してまいりたいと思ひます。

16ページの福岡市の案件でごさいます、「クルーズ」、「MICE」、「賑わい」が融合した一体的なまちづくりの事業スキームに運営権を設定する案件でごさいます。事業分野が多岐にわたり、複雑でごさいます。福岡市と協力し、まずは本案件を確実に成功事例とすることを前提に、数値目標を1として考へているところでごさいます。

なお、国交省では民間の知恵とノウハウを活用する目的で、民間事業者によるクルーズ船向け旅客ターミナル施設への無利子貸付制度を今年度創設し、民間事業者への直接整備を促進しております。加えまして、「官民連携によるクルーズ拠点形成検討委員会」を昨年9月に立ち上げまして、船会社によるクルーズ船向け旅客ターミナルビルなどへの投資を促進し、国際クルーズ拠点を整備する新しい仕組みを創設することを考へております。今通常国会に港湾法改正を提出する方向でごさいます。

以上でごさいます。

(森岡国土交通省水管理・国土保全局下水道部長)

17ページから、下水道について前回の会合からの進捗状況、29年度の予算概要について説明をいたします。

まず、浜松市であります、昨年12月に民間事業者からの提案を受け、現在優先交渉権者の選定手続中でありまして、3月に優先交渉権者を選定する予定になっております。

2つ目の三浦市でありますけれども、昨年12月にコンセッション事業方式検討のための審議会設置条例を可決いたしまして、この3月に実施方針等を公表する予定になっております。高知県須崎市については平成30年度から、山口県宇部市については平成34年度からの事業開始に向け、それぞれ内閣府の今年度の補正予算に採択されまして、今後デュージェンスを実施いたします。両市におきましては、12月に市長が具体的に手続を進めるという旨を議会で表明しております。

このように、アクションプランに掲げられました数値目標6件の具体化が図られている状況と考へております。

18ページであります、29年度予算におきまして、公共団体の準備事業を行う際の支援、それから秋の行政レビューの指摘を踏まえまして、「<2>下水道施設情報の見える化の推進」、さらに検討会の継続等を図ってまいります。

以上であります。

(青木国土交通省道路局次長)

続きまして、道路公社におけるコンセッション制度につきまして御報告申し上げます。

19、20ページで、愛知県からの提案を受けまして、法律改正を経まして、国家戦略特区として厚労省方式が導入されてございます。

19ページの一番下にございますように、前田グループが優先交渉権者となりまして、正式な契約を締結し、昨年10月1日から実際の道路事業の運営を開始している状況でございます。現在のところ、順調に業務はスタートしておりまして、次なる課題は、愛知県の道路公社に続いて横展開をいかに図るかということでございます。

次のページをごらんいただきますと、縦横が混ざって恐縮なのですが、コンセッション方式の仕組みですとか、そういったものにつきましては、道路関係者の会議あるいはここにもありますが、地域プラットフォームなどで情報提供してきてございますけれども、特に来月2月7日に開催されるセミナーにおきましては、講演者の方の上から2つ目、3つ目をごらんいただきますと、愛知県の担当室長それから道路コンセッションをやっております民間企業の代表者のほうから、それぞれ直接現在やっている事業などにつきまして御説明をいただくということでございます。

ちなみに、22ページでございますけれども、コンセッション会社になりましてから、地域連携のほうにも大変力を入れていただいております。この事例といたしましては、JAあいち知多とのコラボレーションということで、知多牛ですとか、あるいは知多の花き、こういったことをイベントでやるということにも取り組んでいただきまして、地域活性化のお役にも立っているのではないかと考えております。

いずれにしましても、横展開に向けまして、国交省といたしましても支援を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

(篠原国土交通省総合政策局次長)

最後に、総合政策局でございます。

23ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、上の箱にございますように、情報・ノウハウ不足あるいは官民間の対話・提案の場の不足に対処するというところで、地域プラットフォームを形成することにしております。2種類ございますが、1つは全国をカバーする地方ブロック単位のプラットフォーム、それからもう一つは、自治体ごとの具体的な案件形成のためのプラットフォームでございます。

24ページに、地域プラットフォームの案件形成の具体的な例を示してございます。

それから、25ページでございますけれども、昨年秋以降、新しい取り組みとして、地方ブロックのプラットフォームの活動の中で、トップダウンでやらないとなかなか進まないということで、首長さんに参加していただく意見交換会を各ブロックで精力的に開いております。これをきっかけに、周辺の自治体でもやらなければいけないという気持ちも高ま

ってきていると伺っております。

26ページでは、福田補佐官の御示唆もいただいたのですけれども、先ほど、道路局からも御紹介のあった具体の案件についてのセミナーも開いているところがございます。

最後に、27、28ページなのですけれども、官民のコミュニケーションを図る上で、27ページですけれども、行政側からしますと、民間事業者から有意義な提案を求め、また、そこに対してインセンティブを与えたいわけですが、一方、公平性・公正性の問題がある。民間事業者は提案をしたにもかかわらず、ただ取りされては困るということもございまして、昨年秋に運用ガイドラインをまとめております。

具体的内容は28ページでございます。

ポイントとしましては2つございまして、インセンティブを与えるよ、ということを経前にはっきりと明示するという、それからポイントの2でありますように、事業者選定に当たり、中立的な第三者機関の判断も入れていくということございまして、こういったルールを活用していただきながら、案件の形成を図っていきたく思っております。

以上でございます。

(竹中会長)

どうもありがとうございました。

いろいろ御検討、ありがとうございます。

それでは、以上の御説明について、福田大臣補佐官から取りまとめと補足等々があればお願いしたいと思います。

(福田大臣補佐官)

個別の内容に入る前に、お手元の資料で一つだけ補足でご説明させて下さい。案件の進捗状況のまとめのリストがございます。今、各省からそれぞれ個別の説明の中で、プロジェクトの進捗状況について説明があったと思うのですが、やはり一覧でないとわかりにくいだろうということで作成していただきました。分野ごとに縦軸で案件名、横軸で進捗状況です。一番左のところだけだと単純に勉強していますということですし、2番目以降に入ってくると準備ということになりますし、事業者公募や事業開始まで至るとずっと右のほうに黒く色が塗られていくことになります。

今後、このペーパーで状況をアップデートしていく形で案件のパイプラインが見えるように御報告いただくことにしたいと思う次第でございます。その上で、内容についてはすけれども、前回と比べて進捗があったという意味では、厚労省さんの水道法の改正、これは法案の具体的な改正手続に入られたということでありますので、可能のところまで完了しているというステータスでございます。あと、補償金免除の繰上償還、これも最終的な制度設計は少し先とはいえ、成長戦略に書いてある範囲のことについてはある程度答えが出たということで、可能のところまで完了ということだと思っております。

加えて、指定管理者の二重適用ですけれども、これはクルーズ施設と文教施設と2つあ

りまして、クルーズ施設のほう併用、先ほどの話ですと運営権と貸し付けの併用である程度答えが出せそうだということでありまして、MICE、文教施設関連が引っかかっているということになっていきますので、クルーズのほうだけはステータスを上げて、MICE、文教施設については検討中ということだとして据え置いているという理解であります。

それ以外に、北海道の空港の関連の補助金のイコールフットィングや、クルーズ船のコンセッションの事業スキームの構築そして数値目標。今のところ、検討中のまま一番低いステータスに残っているのは、4つということで、おおむね進んできて、二重適用関係、空港に関連するイコールフットィングが1つ残っているのと、クルーズターミナルの仕組みをどうつくるか、そして数値目標、この4つが検討中のまま残っているということです。この辺を施策としては重点的に見ていくということだと理解しております。

以上でございます。

(竹中会長)

ありがとうございます。

今の皆様方の御説明、補佐官の整理を踏まえて、クラリファイイング・クエスチョンになりますけれども、幾つかお尋ねしたいと思います。

1点目、航空局なのですけれども、昨年末に道庁が、「北海道における空港運営戦略の推進」という提言書をまとめて公表し、官房長官や国土交通大臣にも渡されたと聞いております。

その中で、複数空港の一括民営委託を可能にする制度設計を国等に要望している。確かに、国と地方自治体が持つ空港を同時に同じ運営権者に任せるとするのは初めての取り組みで、具体的にはどのようなになるのか。ここで多くの関係者が気にしていると思うのです。航空局としてはどういう制度設計を想定しているのでしょうか。国と地方という管理者の違いと一括という契約、一括という運営、同位方式を両立させなければいけない。どうするのか。そのスキームをいつごろまでに固めるおつもりなのか、この点の意見を聞かせていただけますでしょうか。

(松本国土交通省航空局審議官)

航空局でございます。

今、御指摘のありましたとおり、北海道内の7空港一括の民間委託ということにつきましては、年末に北海道庁で地元の意見を取りまとめまして、年が明けて18日に私ども航空局及び菅官房長官、あと23日になってしまいましたけれども、大臣にも知事が直接おいでになり、内容について御説明をされたところでございます。私どももそれをしっかり受けとめたところでございます。

具体的な一括の民間委託というやり方についてですけれども、御指摘のとおり、初めてのやり方でありまして、契約としては、それぞれの管理者が民間の運営者と個別に契約をするということになりますので、契約の本数としては実は4本になります。つまり、国

が管理している4空港と、道の空港それから旭川と帯広それぞれになります。それをどのような形で、地元の意見も聞きながら選定をまとめていくのか。また、契約をどういう形でやっていくのか。それから、それをどういうタイミングで進めていくのかということにつきまして、一つの民間の者が7つの空港を一体として運用するという形を目指しているということでございますので、それを実現するためにどうやっていくのか、具体的なところはまさに地元と議論を始めているところでございます。運営委託につきましては、実施方針等をまとめてまいりますけれども、マーケットサウンディングをしていきますが、そういったプロセスの中で具体化を逐次進めてまいります。現段階では、まだそういう状況でございます。

(竹中会長)

福田さん、どうぞ。

(福田大臣補佐官)

今、御説明があったとおり、契約がそれぞれ別というのは、制度上、管理者が違う以上は契約がそれぞれ別ということにならざるを得ないだろうというのが議論の大前提だと思います。

ただ、契約が別々であるということは、本来別々に誰が運営するかを選べるということになってしまうので、では、こっちで勝手に選ぶから、自分たちが選んだところとやるかどうかはそっちで勝手に決めてねというふうに、契約が別々であるということは、選ぶ行為も別々ですねということになってしまう。これでは一体にならないわけですから、例えば国が選んだ人を、選ぶ・選ばないは自治体が勝手に判断することだとならないように。それでいて、結論が一つに決まるというのも、これはまた説明を関係者に対してはちゃんとしないといけないということでしょうから、いかに関係者に、契約行為は別々なものだけれども、結論は一つということをわかりやすく説明して、お互いが勝手にやったことだということにならないようにする。問われているのは、この点について具体的な工夫や制度上の裏付けを確認する作業が求められているが、どうかということだと思うのですが。

もともと複数空港でやるという話は1年近く成長戦略に書かれていることですから、今から議論を始めますということではなく、これまでも航空局内で議論をされてこられたのでしょうし、早めに具体的にどういう選択肢があり得るのかということを整理していただく必要があるのではないかと思うのと、選んだ後の運営もありますので、そこをどう考えるのか。選ぶことは一緒だけれども、運営が始まったらまたバラバラなのか。コンセプトはあるのですけれども、制度設計を早めに整理していただく必要があるのだろうと思います。

(竹中会長)

今、御指摘のあったように、問題点もわかりますけれども、以前からある程度見えていた問題でもありますから、ぜひ、早急に整理していただいて、この会議でも報告していた



だきたいと思います。

これはもう言うまでもありませんけれども、原則は民間から見ると新千歳空港という稼ぎ頭がある。それを経営したいという民間の意欲がある。同時に7空港全体を底上げするようにしてもらわなければいけない。これが基本原則だと思いますので、この基本原則を踏まえて、運営権者の一体選定と複数契約の相互関係、連関性の構築をお願いして、ここに御報告をお願いしたいと思います。

2点目の問題ですけれども、内閣府と総務省に対する二重適用についての御質問です。難しい問題を大変勢力に取り組んでいただいていることには感謝を申し上げます。同時に、提案者である福岡市の提案に無理のない仕組みを提供しなければいけないということと、福岡市が想定しているタイムスケジュールに合わなければ、うまい対応とは言えない。今の2点が基本原則だと思うのです。内閣府と総務省で協力して取り組み、先ほどの報告にもありましたように、国家戦略特区ワーキンググループでも議論しているわけですから、連絡を取り合って、その方向でぜひ強力に進めていただく。今回の成長戦略の非常に重要なポイントになるという認識をしておりますので、そういう方向でさらに努力していただくということでよろしゅうございますでしょうか。ぜひ、ぜひお願いいたします。

3点目はクルーズターミナルの件ですけれども、コンセッションの事業スキームをつくる上で、例の岸壁の使用許可権限を運営権者にどのように持たせるかが論点として浮上していると聞いています。この点について、港湾局のお考えをお伺いしてよろしいでしょうか。

(七尾国土交通省港湾局審議官)

港湾局でございます。

我が国の港湾では、行政財産でありますところの公共岸壁の使用について、港湾管理者すなわち地方公共団体が公平性を確保するよう使用許可を行っているというのが現状でございます。とりわけ博多港ですけれども、岸壁の使用を希望するクルーズ船の数が極めて多うございます。全国で年間300数十件、クルーズ船が来ております。それから貨客併用岸壁を含む複数の公共岸壁でクルーズ船を受け入れているという実態がございます。ですので、クルーズ船の岸壁使用につきましては、博多港全体の公共岸壁の使用を踏まえながら、特に高い公平性、合理性を持って公安管理者が使用許可を行っているという形になっております。先ほど説明を申し上げましたけれども、旅客ターミナル施設の運営権者が旅客ターミナル施設に併設する一部の公共岸壁の運営権を付与され、使用許可を行うことになる場合、公安管理者が使用許可を行う他の公共岸壁との間で、公平かつ合理的な利用調整を確保することが困難になる恐れもあります。それを鑑みながら、関係者間で調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(竹中会長)

福田補佐官、御意見はありますか。

(福田大臣補佐官)

この議論は、例えば空港などでもあると思うのです。空港というのも滑走路に発着する航空会社に対して、公平な利用条件を出すというのが前提であります。運営権が設定されたから、民間がやるからといって、不合理に特定の人に優遇していいということには、現状の空港のコンセッションでも当然なっていません。国土交通大臣が必要だと思えば、その利用条件はやめなさいということで変更命令を出せたりするという仕組みが、空港などにおいてもある。

岸壁につきましても、港湾局さんの御説明があったように、クルーズ岸壁というのは博多港にいっぱいある岸壁の中の一つです。博多港に入ってくる船の航路というのは、船が共有して複数の岸壁を使う状態になっています。では、クルーズ船の岸壁を運営する民間がこの時間帯にこの船を入れたいからといって、ほかとバッティングしないように調整をする。場合によっては修正してもらう。そういった権限を港湾管理者に残すというのは、ある意味当然だと思うのです。ただ、そういう権限を残すから、日常的に誰に使わせるのかということまで含めて、全部行政でないといけないという議論はまた別だと思いたすので、本当の意味で行政が関与しないといけないところと、ある程度民間企業に裁量を渡していいところを上手に切り分けてほしいというのが福岡市さんからの御要望だと理解しています。具体的な切り分けのパターンも福岡市さんは出して、港湾局と議論されておられると聞いています。行政の関与が必要だからといって、それが過剰にならないようなスマートな関与の仕方を早急に出していただくのが重要ではないかと思いたす。

(竹中会長)

どうぞ。

(七尾国土交通省港湾局審議官)

今の福田補佐官の御指摘も踏まえながら、行政の関与フィールドと民間の担当するフィールドをどう考えていくべきかというのを福岡市さんとも議論して、早急に詰めてまいります。

(竹中会長)

これも先ほどから議論してきた二重適用の問題と同様の重さを持っている問題だと思います。ぜひ速やかに港湾局で解決策をまとめて、この会議で御報告をお願いしたいと思います。その際には、以前に原則論として確認しましたがけれども、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みにするというのが原則だと思いますので、そこをぜひ徹底していただきたいと思いたす。

それと、報道ベースですけれども、港湾法を改正して岸壁の優先使用を可能にするという仕組み、これもコンセッションが導入された場合に、港湾管理者から運営権者に権限を移転できるようにするべきではないかと、今、福田さんも言われたように感じられますの

で、ぜひ、そのあたりもしっかりと議論して、この会議で御報告をお願いします。

もし、これが難しいということでありましたら、国家戦略特区でまたいろいろ議論していただくことも視野に入るかもしれませんので、ここはしっかりと御議論をお願いしたいと思います。

私からは最後になりますけれども、数値目標でございます。これは質問ではなく、私の意見になりますけれども、残念ですが、前回から今回にかけて数値目標の大きな進展がなかったのではないかと。特にクルーズターミナル等々について、その点はしっかりと強化していかなければいけないと思っております。この点については、次回までの間に私なりの思いを書いた会長ペーパーを出させていただければと思います。その中には、新規の数値目標設定について集中強化期間が終わる空港、下水道、有料道路の今後のあり方につきましても、整理を試みたいと思います。もちろん、皆様方からの反論を聞く機会もしっかりとつくるつもりでありますけれども、反論する場合は私が納得できるようにしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

私からの発言は以上でございますけれども、ここまでで御意見はございますでしょうか。  
(福田大臣補佐官)

前回御指示いただいた通り、先ほど内閣府さんの説明でもありましたけれども、ヒアリングを進めさせていただいていて、コンセッションに具体的に参画していただいている代表企業としてリスクをとって出てきていただいている方々を中心にお話を聞いています。各社熱心にこの制度に取り組んでいるのだなと思いますし、リスクをとっている分、国、自治体にこういうところをどうにかしてくれないかという御意見もかなり出てきていて、その辺はできるだけ真摯に受けとめないといけないのだろうと思っております。

あと、新しくコンセッションをこんなところでやったらどうかというユニークな意見も幾つか出てきていますので、次回の会合に向けて、真摯な意見についてどう取り組んでいくのかという課題と新たな可能性について、事務局とも御相談をして御報告をしたいと思っております。私は直接ヒアリングさせていただいて、非常に熱意を感じているのですが、私とその熱意を伝えられるかというところもあるので、直接この場で熱い思いを何人かにぶつけていただくという形にするのがいいのではないかとということで、事務局さんとも御相談させていただきたいと思っております。

(竹中会長)

事務局もよく補佐官と相談していただきたいと思います。実りのある会合を次回もできますように、皆様方の準備をお願いしたいと思います。

広瀬さん、どうぞ。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、予定の時間もまいりましたので、最後に越智副大臣からまとめの御発言をお願いいたします。

(越智副大臣)

竹中会長を初め、皆様の熱心な御議論に感謝を申し上げます。

また前向きな検討を進めていただいている府省の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

本日の議論の中で、日本再興戦略2016に記載した施策について、おおむね方向性を確認することができたわけですが、一方で残された課題もございます。引き続きしっかりとフォローをしていただきたいと思います。

また、竹中会長からも御発言がございました集中強化期間後のあり方について、あるいは取り組み事例の効果的な横展開のあり方につきましても、さらに議論が必要だと考えているところでございますので、竹中会長、各府省の皆様におかれましてはぜひ、御協力いただきますようお願い申し上げます。締めくくりの挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

どうもありがとうございました。

それでは、この後、本日の会議の中身について、事務局からプレスにプレスブリーフィングをさせていただきます。

また、後日発言者の確認を経た上で議事要旨を公開したいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。